

## 県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領

- 1 出願当時は奈良県外に居住している者で、高等学校入学日までに保護者とともに奈良県内に居住し、入学後も引き続き奈良県内に居住することが確実であるもの
  - (1) 全日制課程を志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式14）に必要な書類を添え、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

また、定時制課程又は通信制課程を志願する者は、当該高等学校が開催する説明会に出席し、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（当該高等学校で交付）に必要な書類を添え、当該高等学校長の承認を得てください。
  - (2) 承認手続の期間は、次のとおりです。
    - ア 全日制課程
      - (7) 特色選抜及び帰国生徒等特例措置  
令和3年1月21日（木）から同年2月8日（月）までの午前9時から午後5時まで
      - (4) 一般選抜  
令和3年1月21日（木）から同年2月26日（金）までの午前9時から午後5時まで
    - イ 定時制課程及び通信制課程  
令和3年1月21日（木）から各選抜（二次募集を除く）の出願期日まで  
志願する者は、入学願書の入手及び手続方法等について、あらかじめ当該高等学校に問い合わせてください。
  - (3) その他必要な事項については、別に定める「令和3年度奈良県立高等学校入学者選抜の受検を希望する皆さんへ」によります。
- 2 奈良県外に居住している者で、教育に関する事務の委託により奈良県内の中学校を卒業したものの又は卒業見込みのもの  
奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式14）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
- 3 和歌山県に居住している者で、本県と和歌山県との覚書により、指定地域内の公立中学校を卒業したものの又は卒業見込みのもの  
奈良県立十津川高等学校に出願できます。この場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式15）により、特色選抜においては、令和3年1月21日（木）から同年2月8日（月）午後5時までに、一般選抜においては、令和3年2月26日（金）午後5時までに、二次募集においては、令和3年3月22日（月）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。ただし、二次募集においては、和歌山県の一般選抜等を受検している者に限ります。
- 4 三重県名張市に居住している者で、同市内の公立中学校を卒業したものの又は卒業見込みのもの  
二次募集に限り、橿原市、桜井市及び宇陀市内に設置する奈良県立高等学校に出願できます。ただし、三重県の後期選抜を受検している者に限ります。この場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式15）により、令和3年3月22日（月）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
- 5 三重県伊賀市又は名張市に居住している者で、それぞれの市内の公立中学校を卒業したものの又は卒業見込みのもの  
山添村立奈良県立山辺高等学校山添分校に出願できます。この場合、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（山添分校で交付）により、各選抜の出願期日までに、奈良県立山辺高等学校長の承認を得てください。
- 6 奈良県外に居住している者で、奈良県内の企業等に就職しているもの又は就職する予定のもの

- (1) 奈良県立高等学校の定時制課程（奈良県立大和中央高等学校のⅠ部、Ⅱ部及び定時制課程の分校を除きます。）に出願できます。
- (2) 志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（当該高等学校で交付）に必要な書類を添え、当該高等学校長の承認を得てください。
- (3) 承認手続の期間は、次のとおりです。

ア 奈良県立大和中央高等学校定時制課程A選抜

令和3年1月21日（木）から同年2月15日（月）までの午前9時から午後5時まで。ただし、2月15日（月）は午前9時から午後3時まで

イ 一般選抜

令和3年1月21日（木）から同年3月5日（金）までの午前9時から午後5時まで。ただし、3月5日（金）は午前9時から午後3時まで

ウ 奈良県立大和中央高等学校定時制課程B選抜

令和3年1月21日（木）から同年3月22日（月）までの午前9時から午後5時まで。ただし、3月22日（月）は午前9時から午後3時まで

**7 奈良県外に居住している者で、次の奈良県立高等学校で学ぶ意欲があるもの**

- (1) 令和3年度奈良県立高等学校入学者選抜において、次のア、イの枠組みで募集を行います。保護者の奈良県への転居は必要ありません。

ア 特色選抜において、次の(ア)、(イ)の枠組みで全国募集を行います。

- (ア) 高等学校入学後、各校が指定する運動部に所属し、選手として3年間継続して活動する意欲がある者が志願できる学校・学科（コース）及び指定する運動部は、次のとおりです。

学 校	学科（コース）	指定する運動部
奈良県立山辺高等学校	普通科（生活文化コース）	馬術部、 ライフル射撃部
	生物科学科	
奈良県立御所実業高等学校	環境緑地科	ラグビー部
	機械工学科	
	電気工学科	
	都市工学科	
	薬品科学科	
奈良県立榛生昇陽高等学校	普通科	自転車競技部
	こども・福祉科	
奈良県立十津川高等学校	普通科（木工芸・美術コース）	ボート部
	普通科（ふるさと共生コース）	

- (イ) 各校の学科（コース）に対して強い目的意識がある者が志願できる学校・学科（コース）は、次のとおりです。

学 校	学科（コース）
奈良県立御所実業高等学校	薬品科学科

イ 奈良県十津川村に移住し、寮生活をしながら奈良県立十津川高等学校普通科（木工芸・美術コース、ふるさと共生コース）での学習を希望する者を対象に募集します。

- (2) 上記(1)のアの場合、奈良県立高等学校全国募集入学志願許可申請書（様式16）に必要な書類を添え、令和3年1月21日（木）から同年2月8日（月）午後5時までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

また、上記(1)のイの場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式15）に必要な書類を添え、特色選抜においては、令和3年1月21日（木）から同年2月8日（月）午後5時まで、一般選抜においては、令和3年2月26日（金）午後5時まで、二次募集においては、令和3年3月22日（月）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。ただし、二次募集においては、他の都道府県の一般選抜等を受検している者に限ります。

(3) 受入人数は、上記(1)のアの(ア)、アの(イ)、イそれぞれにおいて学校・学科（コース）ごとに募集人員の15%を上限とします。ただし、募集人員の15%を上限として合格者を決定した結果、合格者数が募集人員に満たない場合は、15%を超えて受け入れます。

#### **8 出願当時は奈良県外に居住している者で、特別な事情によって保護者を伴わず奈良県内に居住することに合理的事由があるもの**

保護者の海外勤務等により、保護者とともに奈良県内に居住することができない者は、1に準じて承認を得てください。

#### **9 保護者とともに奈良県内に居住している者で、他の都道府県の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの**

(1) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、1に準じて承認を得てください。

(2) 教育に関する事務の委託により奈良県外の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、(1)の承認を要しません。ただし、奈良県公立高等学校出願資格証明書（様式17）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の証明を得てください。

#### **10 その他**

この要領で定めるもののほか、必要な事項は、各選抜の要項に準じます。